

令和２年度６月 第３回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和２年６月３０日（火） 午前１０時００分 ～ 午前１１時１０分

開催場所 あま市七宝産業会館 ２階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
１	玉谷 尚登	出席	推１	平尾 正敏	出席
２	近藤 善成	出席	推２	小坂井 佳雄	出席
３	菱田 茂	出席	推３	宇佐美 雅仁	出席
４	加藤 勝	出席	推４	近藤 哲夫	出席
５	伊藤 幸夫	出席	推５	林 和夫	出席
６	笹野 明美	出席	推６	花木 清	出席
７	近藤 美奈子	出席	推７	宮地 浩司	出席
８	木村 治彦	出席	推８	久保田 幸司	出席
９	三輪 光雄	出席	推９	足立 國雄	出席
１０	山田 武彦	出席			
１１	横井 幸一	出席			
１２	鈴木 良法	出席			
１３	近藤 吉美	出席			
１４	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
建設産業部長	山内 浩	書記	深見 訓英
事務局長	原 健一		吉田 仁美
主 幹	大堀 俊和		早瀬 友洋

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 1 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 1 4 号 農用地利用計画変更申出について
日程第 6	報告第 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 1 0 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 1 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 1 2 号 農地改良届について

議 長	(あいさつ) 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は9人です。 定足数に達していますので、令和2年度6月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 7番 近藤 美奈子 委員及び、8番 木村 治彦 委員を指名します
議 長	日程第2「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。
議 長	日程第3 議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 議案第12号1番につきまして説明いたします。 議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～2ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島七台地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。
事 務 局	2番につきまして説明いたします。 参考資料は3～4ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島宮東地内の田の賃借権設定による経営拡大となっております。 以上、譲渡人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。 また、下限面積等の要件も満たしております。

なお、こちらにつきましては、6月26日に菱田委員、花木委員と現地確認をさせていただいております。

議 長 議案第12号につきまして、菱田委員と花木委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して菱田委員から現地の状況についてご報告願います。

菱田委員 議案第12号につきまして、花木委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の耕作に関して問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び菱田委員から説明・報告がありました、議案第12号について何かご質問等はございますか。
ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第12号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。
よって、議案第12号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局 (説 明)
議案第13号1番につきまして説明いたします。
議案の3ページをご覧ください、参考資料は5～9ページです。
譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田十坪地内の田、畑の資材置場への転用で、所有権移転となっております。
譲受人は事業所を名古屋市中村区に構え事業を行っておりますが、資材置場を確保できていなかったため、今般の申請地を譲り受け資材置場として使用するものであります。
一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。
また、玉谷委員から水路の乗入部のコンクリート蓋が水路清掃に支障があるのではないかという指摘がありましたので、申請業者に確認し

たところ、土木課からも同様の指摘を受けたということで、グレーチング蓋を設置し清掃に支障の無いよう施工するということで確認をとっております。

2 番につきまして説明いたします。

参考資料は 10 ～ 12 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は中橋宮前地内の田で、太陽光発電設備への転用で、所有権移転となっております。

申請者は太陽光発電を設置することで、会社の事業収益を確保するとともに、国策でもある売電事業を行うことで、地域の電力供給に寄与したいとのことです。

一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所から 1,000m 以内及び住宅割合が 40 % を超える区域内の農地で、農地区分は第 2 種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、6 月 18 日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、6 月 26 日には菱田委員、花木委員と現地確認をさせていただいております。

議 長 議案第 13 号につきまして、菱田委員と花木委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して菱田委員から現地の状況についてご報告願います。

菱田委員 議案第 13 号につきまして、花木委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の転用に関して問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び菱田委員から説明・報告がありました、議案第 13 号について何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 13 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。

よって、議案第 13 号は承認されました。

議 長 日程第 5 議案第 14 号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。

議案１４号１番、２番は 横井幸一 委員に関係する事項があります。
あま市農業委員会総会規則第１７条の規定により、横井幸一 委員には一時退席していただきます。

（ 横井幸一 委員 退席）

それでは、事務局から説明させます。

事務局

（ 説 明 ）

農用地利用計画変更とは、市町村が農業振興地域として指定した土地（農用地）を転用するために、転用する土地を農業振興地域の農地から除外して農地転用ができる農地へと移行させる手続きをいいます。

それでは、議案第１４号１番につきまして説明いたします。

議案の４ページをご覧ください。参考資料は１３～１５ページです。

申出者は議案のとおり、申請地は、七宝町下田町田地内の畑１筆です。
生活環境変化に伴い、自宅施設を増改築したため、不足する進入路を確保するための申請となっております。

申請地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

それでは、議案第１４号２番につきまして説明いたします。

参考資料は１６～１８ページです。

申出者は議案のとおり、申請地は、七宝町下田四反割地内の畑１筆です。

申請者は、申請地近隣の団地より駐車場が不足している旨の相談を受けており、地域の需要に答えるために、駐車場を確保するための申請となっております。

なお、申請地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

それでは、議案第１４号３番につきまして説明いたします。

参考資料は１９～２１ページです。

申出者は議案のとおり、申請地は、花正花長道地内の田及び畑３筆です。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設する申請となっております。

なお、申請地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

それでは、議案第14号4番につきまして説明いたします。

参考資料は22～24ページです。

申出者は議案のとおり、申請地は、花正柳坪の田1筆です。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設する申請となっております。

なお、申請地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

それでは、議案第14号5番につきまして説明いたします。

参考資料は25～27ページです。

申出者は議案のとおり、申請地は、二ツ寺上長地内です。

申出者は、隣接地において一般廃棄物処理業を営んでおります。

不足している車両待機所を確保するための申請となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

こちらにつきましては、6月18日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。

また、6月26日には菱田委員と花木委員と現地調査をさせていただいております。

議長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第14号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第14号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。

よって議案第14号は承認されました。

それでは、横井幸一 委員に戻っていただきます。

(横井幸一 委員 入室)

議長 日程第6 報告第9号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第10号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第11号「農地法第18条第6項の規定によ

	る通知について」、報告第 1 2 号「農地改良届について」を事務局から一括報告願います。
事 務 局	(報 告)
議 長	只今、事務局から報告がありました、報告第 9 号から報告第 1 2 号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。 ご質問もないようですので、質疑を終了します。 以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦労様でした。 次回の農業委員会でございますが、7 月 3 1 日（金）午前 1 0 時からの予定ですが、議案の数によって調整させていただきます。 よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。
	終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 近藤 美奈子

署 名 委 員 木村 治彦